

広島市告示（安佐北区）第１１０号

令和８年９月２５日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年９月２５日から令和８年１０月９日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
主要地 方道	広島三次線	安佐北区深川八丁目３３０番１ 地先から 安佐北区深川八丁目３３０番１ 地先まで	令和８年９月２５日
市道	安佐北２区 ７１３号線	安佐北区深川八丁目３３０番１８ 地先から 安佐北区深川八丁目３３０番１８ 地先まで	令和８年９月２５日